

### 「概括適用除外取引」

当社は、以下の取引を、当社の標準の「発注書及び約款」の適用外としていますので、別途、契約書を作成してください。

- ① リリーと病院又は薬局との間の契約
- ② 事業開発部門(**Business Development**)が締結する契約(導入・導出契約、提携契約等)
- ③ 知的財産権(商標、特許、著作権等)の取得又は譲渡に関する契約
- ④ 医療従事者との契約。例えば、治験に関連する契約、講演や監修を依頼する契約や、スポンサーシップ契約など。
- ⑤ 政府機関との契約
- ⑥ 寄付や奨学金プログラム、パートナーリング契約、企業の社会的責任や社会貢献に関する契約。
- ⑦ ジョイントベンチャー契約、アライアンス契約、提携契約